

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

門川町長

市町村名 (市町村コード)	門川町 (454214)	
地域名 (地域内農業集落名)	加草地区	
	(加草集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 7月 16日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

この地区は、鳴子川流域の東部の山間部と沿海地区の中間に位置しており、水稻と施設野菜が中心の地域である。

一部の地域で、水はけが悪く、耕作をあきらめている区域がある。

猪の被害を受けることもあり、現状では罠により捕獲駆除している。

今後、水稻を作付けしている農家の高齢化も進み、耕作を断念する農家も増えてくることが予想されるため、ハウスとして利用されている農地以外の有効利用が課題である。また、将来的に地域内の農家だけでは耕作を続けていくのは難しいと思われる為、地域外の担い手と呼び込むことの検討が必要である。

【地域の基礎的データ】

農業者:50人(うち50歳以下3人)

経営内容:水稻、施設野菜(大玉トマト、きゅうり)、畜産(肉用牛) 等

(2) 地域における農業の将来の在り方

今後は水稻農業者の高齢化により水田の遊休化が懸念されるため、担い手への農地の集積・集約化を推進する。また、担い手不足解消のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	16.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	16.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員と農地相談員と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際、農地利用最適化推進委員及び農地相談員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
圃場整備は小区画である。水田の畦畔の除去などの基盤整備を、今後検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、地域と市町村、JAが連携し取り組んでいく。新たな担い手の為の圃場作りも検討していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業等、町外業者も含め委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--